

広島県告示八百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成三十年十二月二十日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡安芸太田町大字加計字香草八二九番六地先から 山県郡安芸太田町大字加計字香草八四七番四地先まで	七・四〇〇 四・三〇〇	六・九〇〇 ・六〇		二三三・〇〇	